

慶應義塾大学病院感染対策指針

慶應義塾大学病院（以下「病院」という。）は、病院の理念に基づき、患者の皆様および教職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組む。その基本的な考え方等を以下のとおり定める。

1 病院感染対策に関する基本的な考え方

病院は、病院感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため病院感染防止対策を全教職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針に沿った感染防止および感染制御の体制を構築する。

2 感染制御部の設置

- 1) 病院感染対策に関する病院全体の諸問題を管掌し、改善策を講じるなど病院感染対策活動の中核的な役割を担うために、感染制御部（以下「感染制御部」という。）を病院に設置する。
- 2) 感染制御部の業務、組織および運営等については、「慶應義塾大学病院感染制御部内規」に定める。

3 感染対策運営委員会および感染専門委員会の設置

- 1) 病院感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。
 - ① 感染対策運営委員会（以下「運営委員会」という。）
 - ② 感染専門委員会（以下「専門委員会」という。）
- 2) 前項に規定する運営委員会および専門委員会の組織および運営等については、「慶應義塾大学病院感染対策運営委員会内規」および「慶應義塾大学病院感染対策運営委員会内規第8条」の定めにより、「感染専門委員会細則」に定める。

4 職員研修

- 1) 病院感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、教職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて教職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- 2) 職員研修として、全教職員を対象とする講習会を年4回開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3) 研修の開催結果を、記録として保存する。

5 感染発生状況の報告

耐性菌、市中感染症等の発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を運営委員会および専門委員会を通じて全教職員に速やかに周知する。

6 感染発生時の対応

- 1) 感染発生時には、感染が発生した部署（以下「発生部署」という。）の教職員が直ちに感染制御部に連絡し、感染制御部はその状況および患者への対応等を病院長ならびに運営委員会および専門委員会に報告する。
- 2) 発生部署の教職員および感染制御部は、速やかに感染発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。
- 3) 実施された改善策の結果を評価し、それを運営委員会および専門委員会を通じて速やかに全教職員へ周知する。

7 患者の皆様への情報提供と説明

- 1) 本指針は、患者の皆様またはそのご家族が閲覧できるものとする。
- 2) 疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）について説明し、理解を得た上で協力を求める。

8 病院における感染対策の推進

- 1) 教職員は、自らが感染源とならないよう、流行性ウイルス疾患に対する免疫を保有し、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- 2) 感染防止のため、教職員は各職場共通の別紙「感染防止マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守する。
- 3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果を教職員に周知徹底する。

平成19年7月19日制定

平成20年3月18日改正

平成22年7月1日改正

平成28年3月15日改正

平成29年5月1日改正

慶應義塾大学病院 病院長

感染制御部 部長

付記 本指針の改廃等は、運営委員会が発議し、病院運営会議の承認を得るものとする。